

第8回宮城県観光振興財源検討会議

日 時 令和元年11月29日（金曜日）
午前10時から正午まで
場 所 宮城県行政庁舎4階 庁議室

1 開会

観光課 川部課長補佐

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第8回宮城県観光振興財源検討会議を開会いたします。開会に当たりまして、経済商工観光部長の鈴木秀人より、ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

経済商工観光部 鈴木部長

「第8回宮城県観光振興財源検討会議」の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、感謝申し上げます。

また、日頃から、本県の観光行政をはじめとした県政の推進に御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして、改めて、御礼申し上げます。

さて、この検討会議ですが、今後も継続した観光振興施策の展開を図るため、その財源検討の必要性などについて御議論をいただくことを目的に、昨年10月に開催された第1回検討会議以降、これまで7回にわたり会議を開催してきたところです。

1年以上に及ぶ会議では、観光・経済関係団体及びホテル・旅館・交通等の事業者や市町村の皆様から、観光振興に向けて必要な施策に関してヒアリングを実施し、そこから見えてきた課題等を整理して、観光振興施策の今後の方向性や事業規模のほか、観光振興財源の比較検討や財源確保の在り方などについて、御議論をいただいております。

本日の会議では、2件の議事を予定しております。1件目は、「第7回会議でいただいた御意見等について」、2件目は、「とりまとめ案について」となっております。12月には、この「とりまとめ案」を基に、パブリックコメントを実施する予定となっておりますので、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

長時間となりますが、委員の皆様へ、改めて、御協力をお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

本日は、最後まで、どうぞよろしく願いいたします。

観光課 川部課長補佐

本会議の定足数は半数以上となっておりますが、本日は、委員10名に対し、9名の出席をいただいております。委員の半数以上の出席を満たしておりますことから、観光振興財源検討会議条例第4条第2項の規定により、本日の会議は、有効に成立していることをご報告いたします。

本日の議事及び配布資料の確認をさせていただきます。議事は、次第のとおり2件を予定しております。

配布資料は、次第、委員名簿、座席表、資料1「第7回会議でいただいた御意見等について」、資料2-1「新たな観光振興財源により宮城県が目指すべき姿について」、資料2-2

「宮城県観光振興財源検討会議報告書（とりまとめ案）」となっております。資料の不足等がありましたら、職員にお申し付けください。

また、ご発言される際は、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを使用して、ご発言願います。

観光振興財源検討会議条例第4条第1項の規定により、会長が議長となって議事を進行することとなっておりますので、ここからの議事進行は、田中会長にお願いいたします。

3 議事

田中会長

田中でございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

その前に確認ですが、本会議は情報公開条例第19条の規定に基づき、平成30年10月31日の第1回の会議において、一部非公開と決定しております。したがって、委員の発言時においては、傍聴人及び報道機関の方に退出していただきます。本日は、議事（1）の説明部分までとなりますので、皆様ご承知おき願います。

（1）第7回会議でいただいた御意見等について

田中会長

それでは早速、次第に従い議事を進行させていただきます。議事（1）「第7回会議でいただいた御意見等について」事務局から説明をお願いします。

観光課 佐藤課長

それでは、私から、議事（1）「第7回会議でいただいた御意見等について」ご説明させていただきます。まず、資料1をご覧ください。

こちらは、第7回会議において、財源確保の在り方の検討について、委員の皆様からいただいたご意見のうち、主な意見についてまとめたものです。主な意見としましては、宿泊税を導入している地域では、特にインバウンドの増加によって、オーバーツーリズムや観光公害などの側面が話題となっている。宿泊税の用途は、地域に暮らしている方々の生活面での不便が生じたとき、また、旅行者の快適な旅行のためのインフラ整備であるとか、そういった二面性があると思う。

ハイシーズンにおいては高単価で宿泊料金を動かしている施設もあるので、額ではなく、率での徴収方法を考えることも検討に値すると考える。

特にインバウンドには宮城県が知られていないため、東京から京都の方に行ってしまう、東北の方には行かない。東北の拠点地域はまさに宮城県であり、仙台空港もあるということで、東北の核としてしっかり目を向けてもらうためにも、情報発信を優先的に実施するとよいのではないかと。

県民に対しても情報を公開していくのは大切であり、宿泊事業者が特別徴収義務者となれば、事業者に向けた対応もこれから必要になってくると思うので、情報公開とは別にしっかりと対応した方がよい。

新たな財源の使途については、宿泊旅行者にも、県民にも、事業者にとっても本当に納得できるものでないと、なかなか難しいのではないかと思う。他の方法で課税するのは難しいというのも分かるが、もし宿泊税ということで進むのであれば、かなり低額とか低率、そこから入っていくしかないのではないかと思う。

使途として心配なのは、税の使われ方の硬直化であり、権利化や前年度実績という形で固定化されてしまう。新しいところに予算を配分しなくなった場合に備えて、柔軟な制度上の仕組みも考えておくとよい。

20年程前まで特別地方消費税があったが、宿泊団体の反対で廃止になったという経緯があり、またそういう動きが出てくる可能性もあるのではないかという懸念がある。ただし、宮城県が魅力ある観光地になるためには是非とも協力したいと思っており、最初が肝心だと思うので、慎重に検討を進めてほしい。

基本的な考え方に関して、観光振興財源の手立てを考える場合、3つの要素があり、1つ目は、どういう使い道にするのか。2つ目は、その事業を実施するための財源は、どれぐらい必要か規模を決める。3つ目は、その財源の規模を税で負担するならば、その納税義務者、それを負担する人や、徴収する人にとって、必要以上の強い負担感はない方がよいといった点である。つまり、使い道と財源とそれを徴収する際の負担感等も含めた3つのバランスの上に成り立つと言えるので、そのバランスを取るとするのが重要だと思う。などといった意見がございました。このほかにも多くの貴重なご意見をいただいております。議事（1）の説明は以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。それでは、先程ご説明しましたとおり、傍聴の方及び報道機関の方々はここで退出いただきます。退出をお願いいたします。

【傍聴人・報道機関退出】

(以下、非公開につき議事概要のみ掲載)

- 今、事務局から説明があった内容について、追加で意見や質問があればお願いしたい。

委員

- 前回会議で申し上げた意見について、一部補足させていただきたい。

- 前回会議で、食事代等を除いた宿泊室料に対しての課税を前提としているという説明があったが、泊食の料金按分を宿泊事業者が任意で行えることについては懸念があり、税の公平性や透明性等を鑑みた時に、やはりこれが任意で判断をして良いものか非常に不安。
- 現在、ホテルも旅館も日々価格を変動させており、その変動幅を任意で判断しなければならないため、例えば、税率の設定を定額ではなく、倶知安町の事例のように何%といった割合にすることも検討しても良いのではないか。さらには、宿泊料金については、宮城県内においても、非常に高額となる施設もあることを踏まえると、定額の税率だけではなく、割合にするという考え方もあると補足したい。

会長

- 今の委員の発言は、前回会議での意見への補足ということによりお願いしたい。

(2) とりまとめ案について

会長

- 議事(2)「とりまとめ案について」事務局から説明をお願いする。

事務局

- 議事(2)「とりまとめ案について」を説明させていただく。
- 前回会議で、新たな財源により観光振興施策に取り組む上で、まずその方針や用途などの考え方を明示すべきではないかとの意見を頂戴したが、県の観光振興に関する基本計画である「みやぎ観光戦略プラン」は、現在4期目で、平成30年度から令和2年度までの計画期間において実施されている。
- 本来であれば、こういった基本計画に基づいた方針により、財源の用途を示すべきところだが、期間的に困難なため、今回は次期プラン、第5期プランを念頭に置き、新たな財源の用途等に関する考え方をお示しさせていただく。
- 資料2-1をご覧ください。「新たな観光振興財源により宮城県が目指すべき姿について」、記載のとおり、基本的な考え方を4点整理し、これに基づく新たな財源の用途については、4つの分野を中心に新たな観光振興財源を活用するのが適切と考えている。
- 資料2-2をご覧ください。この資料は、これまで行われた議論等をまとめた、宮城県観光振興財源検討会議の報告書とりまとめ案であり、12月に実施予定の、パブリックコメントの原案となるものである。
- 1ページをご覧ください。「1 はじめに」について、検討会議設置の経緯や報告書の位置付け等を記載している。
- 2ページをご覧ください。「2 宮城県の観光の現状と課題」について、これまでの会議でも資料として内容を説明しているが「(1) 観光の現状」の、「① 観光を取り巻

く状況」について、急激な人口減少と少子高齢化に伴う労働人口の減少や、消費の縮小等により経済活動の規模縮小が懸念されており、このような中で、政府も、観光を国の基幹産業へと成長させるため、明日の日本を支える観光ビジョンの中で、高い政府目標を掲げている。

- 3ページをご覧いただきたい。「ハ 交流人口の拡大の重要性」について、定住人口の減少を交流人口でカバーしようとする場合、1人当たりの年間消費額減少分を観光消費額でカバーするには、外国人旅行者で8人分、国内旅行者の宿泊客で23人分、日帰り客だと73人分に相当すると言われている。
- 4ページをご覧いただきたい。「ニ 観光消費額の経済波及効果」について、観光産業は、非常に裾野の広い産業であり、その経済波及効果は、非常に大きいことから、観光施策の果たすべき役割と重要性は非常に大きいと考えている。
- 5ページをご覧いただきたい。「ホ 訪日外国人旅行消費額の伸び」について、2018年の訪日外国人旅行消費額の4.5兆円と、日本の製品別輸出額を比較すると、自動車の12.3兆円に次ぐ、2番目の規模であり、観光は既に日本の主要産業と肩を並べる存在になっている。
- 「② 東北地方・宮城県の観光客入込数等の状況」の「イ 東北地方の外国人宿泊者数」について、全国の平成30年の外国人延べ宿泊者数は8,357万人で、震災前の約3.2倍と大きく伸びており、東北地方も129万人と、震災前の約2.5倍と伸びているものの、そのシェアは、四国に次いで、全国ワースト2位のわずか1.5%に留まっている。
- 6ページをご覧いただきたい。「ロ 宮城県の外国人宿泊者数」について、外国人延べ宿泊者数は、震災前の水準を上回って近年大きく伸びており、東北の中では最も多く外国人が訪れている。
- 「ハ 宮城県の観光客入込数・宿泊観光客数」について、平成30年の観光客入込数は、6,414万人、宿泊観光客数は941万人であり、県全体では震災前の水準を超え、順調に伸びているが、一方で、沿岸部においては、観光客入込数、宿泊観光客数ともに震災前の水準までは回復していない。
- 7ページをご覧いただきたい。「③ 宮城県の一般会計予算等」について、宮城県の一般会計予算額は、震災対応事業により倍増していたが、復興の進展とともに、縮小傾向にある。また、震災対応予算の多くの割合を占める、復興関係基金は、残高が年々減少しており、今後の活用は限定的と考えられる。
- 8ページをご覧いただきたい。「④ 宮城県の観光関連予算の推移と内訳」の「イ 予算の推移と財源内訳」について、宮城県の観光関連予算は、令和元年度の当初予算額で約24億1,533万円であり、財源内訳としては、東北観光復興対策交付金が約27%、復興関係基金等が38%と、全体の約7割を占めているが、東北観光復興対策交付金については、令和2年度での終了が見込まれ、復興関係基金についても、残高が年々減少していることから、一般財源等以外の財源を安定的かつ継続的に確保していく必要がある。

「ロ 使途内訳」について、国外誘客促進が31%、国内誘客促進が12%、施設整備が31%、その他が26%となっている。

- 前回会議で、委員から、この24億円の予算の中に、市町村への補助事業等はないかという質問があり、一部あると回答したが、具体例を示させていただく。直接、市町村への補助事業というのは少ないが、間接的な支援ということで、例えば、通年観光キャンペーン事業の中での、PR動画やガイドブック等による市町村の観光素材のPR、自然公園の登山道や遊歩道等の整備、二次交通としてバスの試験運行、イベント等への運営費の補助、MICEの誘致促進などを、市町村への支援としている。
- 10ページをご覧いただきたい。「(2) 宮城県の観光振興に関する課題」について、第2回から第4回の会議で、観光関係者20事業者・団体から意見聴取を行った。件数としては、①観光資源に関する意見29件、②受入環境に関する意見40件、③情報発信に関する意見38件、体制強化に関する意見48件、計155件の意見となっており、詳細については、11ページをご覧いただきたい。
- 12ページをご覧いただきたい。「② 意見等から想定される課題」について、155件の意見を取りまとめ、そこから想定される課題については表に記載のとおりである。
- 13ページをご覧いただきたい。「3 宮城県の観光振興施策」の「(1) これまでの取組」、「① これまでの観光振興施策(みやぎ観光戦略プランによる取組)」について、表に記載のとおり、これまで4期にわたり取り組んできており、宮城県の観光客入込数等はほぼ震災前の水準まで回復している。
- 15ページをご覧いただきたい。「② 宮城県の役割」について、観光振興施策における、国や県、市町村、事業者の中での県が果たすべき役割について、表に記載のとおり整理した。また、16ページでは、それぞれの役割を、図で例示している。
- 17ページ、18ページをご覧いただきたい。「(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模」について、4つの方向性と19の取組イメージにより、観光振興を推進していくことが必要と考えており、その取組イメージについては、18ページの表に記載のとおりである。
- 19ページをご覧いただきたい。「② 観光振興施策の事業規模」について、取組内容(例)には、観光事業者や市町村等への支援も含むものとしており、観光振興財源を活用する場合の具体的な事業は、今後の予算編成において検討する必要があると考えており、その事業規模の合計は、概ね35億円から45億円と試算している。
- 21ページをご覧いただきたい。「4 新たな財源確保策の在り方」の「(1) 観光振興施策の財源を検討する必要性」について、宮城県の観光関連予算については、震災後、国からの東北観光復興対策交付金や、復興関係基金等の震災対応予算を国外誘客促進、国内誘客促進、施設整備などの幅広い施策に活用しており、現在では観光振興施策の財源の約7割を震災対応予算が占めているが、復興の進捗に伴い、交付金は令和2年度での終了が見込まれ、基金についても年々残高が減少している。

- こうしたことから、現状の一般財源等の額を超える予算を継続的かつ安定的に確保していくことは、極めて難しい状況であり、検討の必要性が生じているもの。
- 23ページ、24ページをご覧いただきたい。「(3) 他自治体における財源確保の事例」について、他自治体の観光関係の財源確保の事例については、表に記載のとおりである。
- 25ページをご覧いただきたい。「(4) 財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取」について、第2回から第4回の会議で意見聴取を行った観光関係者のうち、19事業者・団体から、新たな財源の使途や確保策について意見聴取を実施した。主な意見については、表に記載のとおりである。
- 27ページをご覧いただきたい。「(5) 観光振興財源の確保策」の「① 地方公共団体の自主財源の比較検討」について、地方公共団体が自主的に収入できる自主財源で、かつ使途が特定される特定財源に当たる、「地方税、分担金、使用料、負担金、手数料、寄附金」の6つが、新たな観光振興財源の選択肢になり得ると思われる。
- この6つの財源について、収入の規模、継続性・安定性、受益と負担の観点から比較検討を行った結果、最も有効な手段は地方税と考えられ、観光振興という特定の目的のみに使用されるため、法定外目的税が望ましいと考えられる。
- 28ページをご覧いただきたい。「② 負担を求める対象の検討」について、前回会議で、委員から、公共サービスの受益の享受に関する質問があったが、回答についてはこちらに記載のとおりである。また、「③ 対象となる観光行動の検討」については、負担を求める対象を観光客とした場合、観光客が旅行先で行う様々な観光行動で、何が課税の対象となり得るか、観光客の担税力という観点から比較検討を行った結果、宿泊行為は、観光行動として明確であり、観光客を一定程度捕捉することが可能で、実際に税を負担する能力(担税力)を有しているかを判断しやすい、宿泊行為への課税が適当であると考えられる。
- 30ページをご覧いただきたい。「5 財源確保策の制度設計」について、観光客の宿泊行為について課税する場合に、どのような制度設計にするべきか、他自治体の事例を参考にしながら検討を行った。「(1) 納税義務者の検討」について、観光振興財源を活用した施策は、宿泊施設の形態に関わらず、対象となる見込みであることから、公平性を確保するためには、課税対象施設を限定せずに、ホテル、旅館、簡易宿所及び民泊施設の宿泊者について、納税義務者とすることが望ましいと考えられる。また、「(2) 免税点及び課税免除の検討」については、宿泊者が享受する公共サービスの受益の程度は、宿泊料金に関わらず同等であることから、公平性を確保するため、すべての宿泊者に広く負担を求めることが望ましいと考えており、免税点及び課税免除は設けないことが適当と考えられる。
- 31ページをご覧いただきたい。「(3) 税率の検討」について、東京都、大阪府、京都市、金沢市の税率は、表に記載のとおりである。
- 32ページをご覧いただきたい。税率区分については、宿泊者により担税力が異なるこ

とから、宿泊料金に応じた税率を設定するという考え方と、公共サービスの受益の程度は、宿泊料金に関わらず同等であることから、定額の税率を設定するという考え方もあり、A案・B案としている。

- 税率区分は設けず、定額の税率を設定すると仮定した場合、他自治体の税率の範囲内で、1人1泊当たり100円から500円の案を設けた。これによる、税収等の試算は表に記載のとおり。
- 33ページをご覧いただきたい。「(4)徴収方法及び特別徴収義務者の検討」の「① 徴収方法及び特別徴収義務者」について、宿泊事業者等を特別徴収義務者とするのが最も効率的かつ効果的であり、それ以外の方法は現実的ではないと考えられる。また、「② 申告・納入方法」について、他自治体では、1か月ごとに申告納入となっているが、県では、特別徴収義務者の負担の軽減を考慮し、3か月に1回、3か月分をまとめて、管轄の県税事務所へ申告し、納入するのが望ましいと考えられる。
- 34ページをご覧いただきたい。「(5)制度の在り方の検討」について、他自治体では、5年ごとに制度の在り方の検討を行っており、県でも同様に、5年ごとに制度の在り方の検討を実施するのが望ましいと考えられる。以上、議事(2)に関し、ご意見を委員から頂戴したい。

会長

- この「宮城県観光振興財源検討会議報告書(とりまとめ案)」については、パブリックコメントにかける案として、非常に重要であり、このとりまとめ案を中心に、全委員から意見等を頂戴したいので、よろしく願いしたい。

委員

- 今後の観光振興施策においては、市町村の理解を得られるように努める、また、使途・事業規模に関しても、国や市町村、事業者と役割分担を調整することだが、仙台市においても宿泊税といった報道がなされており、県と市による二重課税について、大変危惧しているので、県においては、県内各自治体と調整をしっかりと実施してほしい。
- 宮城県は、今後の観光振興財源の検討を、先々のことまで考え、非常に早くから取り組んでいたが、この会議が慎重に進められてきたこともあり、市町村との調整といった部分に関しては、まだまだ不足していると感じる。
- 平成27年に宮城県が、「観光王国みやぎ旅行券」の事業を実施するにあたり、仙台市内の一部地域を除き対象地域から除外した事例が仙台市内の宿泊事業者の県の観光施策への不信感に繋がっている部分もあり、これが継続されれば、宿泊事業者の理解は得られがたいと思われるので、公平・公正さを強く意識し取り組んでほしい。

会長

- 今後、取組をどう進めていくかについて、県の考え方、仙台市の動向等を十分考慮した上で検討すべきという意見をいただいた。次の委員、お願いしたい。

委員

- 資料２－２の２８ページにある「観光行動の比較検討」で、「宿泊が観光行動として明確である」という表現が引っかかる。仙台市内の温泉地では、宿泊客の半分は県内客であり、観光というよりは、温泉に浸かりに来るというイメージであり、観光税といった名称だと、観光もしていないのに、なぜ税金を取られるのかと思われかねない。
- 交通機関利用等で住民の日常利用との区別が困難とあるが、例えば貸切バスは、観光行動と捉えられるのではないかと。宿泊事業者だけの徴収というのが果たしていいのかと思う。
- 補助金等による支援も大事かと思うが、例えば旅館やホテルは、施設を直すときは銀行から借入等を行い、自らの力で直すか、補助金ありきで財源を宿泊者からいただくというのは少し違和感があり、事業の見直しも必要ではないか。
- 県で集める財源だと、幅広く使われる部分になると思うが、宿泊事業者からは、所在する地域で目的税として使われ、もっと分かり易いという意味で、宿泊税よりは入湯税の税額を上げた方がいいのではないかという意見もある。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 同じ被災地として熊本県と宮城県を比較したところ、宮城県の宿泊客は、県内の方が多く、県内シェアが高いため、本来観光が目的としている、域外からの誘客がまだまだ少ないことがデータからも見てとれる。
- 宿泊単価を引き上げる工夫が必要で、特に沿岸部については、資料２－２の１８ページの取組イメージにおいて、産業観光、なりわい観光として、具体的には水産加工業を見せられるような工夫を行うのもいいのではないかと。
- 資料２－２の６ページで、インバウンドの、外国人延べ宿泊者数の伸び率が、平成３０年上半期で全国１位となったようだが、観光目的以外にもビジネス観光、いわゆるビジネス目的というものがあり、実際伸び率で震災前と２０１８年で比較すると、観光目的の方は１．７倍、ビジネス目的が２．３倍に伸びているデータがあるので、観光振興施策以外にも、ビジネス部分としての視点も取り入れた表現も必要ではないか。
- 沿岸部のＢＲＴについて、以前にも花火等のイベントへの大量輸送には向かないと発言したが、その他にも、特定の旅行サービスが受けられず、旅行商品と現地の二次交通が

シームレスに繋がっていないという問題があるので、そういった点への対策も考えていかなければならない。

会長

- 次の委員，お願いしたい。

委員

- 資料２－１は、目指すべき姿が非常に分かりやすく整理されている一方で、観光客に向けたメッセージという部分が足りないのではないか。観光客にとって、もっと観光しやすい、魅力溢れた宮城県になるよう、滞在中の満足度が上がるような、観光客に向けたメッセージが込められていないと、それは県の政策の資料だと言われてしまう。
- 資料２－２の８ページのグラフで、観光関連予算が、平成２６年度から右肩上がり膨らんでいるが、１９ページにある事業規模の合計３５～４５億円が並ぶとすれば、かなり伸びるイメージとなり、これまで約２４億円で実施してきた施策が、３５～４５億円必要となる妥当性について疑問が残る。
- 同じく８ページの観光関連予算の財源内訳と、使途内訳のグラフがあるが、財源内訳に対して、それぞれ国外誘客促進といった使途が、どれくらいあるのか。そこに１９ページの事業規模で、追加の必要額が見えるようになっていないか。
- 負担を求める対象は、観光客で、観光行動としては宿泊行為が適当とあるが、観光客の中にはビジネス客も含まれるので、負担を求める対象は、「宿泊者」と記載してもよいのではないか。ただし、宿泊者の中には、観光客だけでなく、通院やその付き添い、受験といった様々な目的が想定され、そういった方々に負担をお願いする際に、どう納得してもらうのか、丁寧に説明する必要がある。

会長

- 次の委員，お願いしたい。

委員

- 観光振興の重要性、それに対する財源が今後不足するので、新たな財源確保が必要であるということは理解しているが、ただそれが宿泊税に繋がるところが、違和感が残る。
- 観光客に関わらず、県外からの来訪者等は、行政サービスを享受しているという理由だが、観光客等も、来訪先等での経済活動を通じて、間接的には行政サービスのコストの一部を負担しているとも言えるのではないか。また、観光サービスの恩恵を受けているというのも、観光振興施策で経済効果を期待しての結果という部分も大きいと思うので、課税の根拠付けとしては少し弱いと感じてしまう。
- オーバーツーリズム対応という理由が、一番理解ができるが、宮城県の現状はまだそこ

まで至っていないため、これまで導入した地域を見ても、一定の観光ブランドを確立した地域でないと、難しいのではないかと。

- 今回の県の現状では、宿泊税は初期投資を含む情報発信等の観光振興の財源として、その経済効果を広く県民等が享受するため、というストーリーになるが、これでは筋が通らないと思うし、やはり、ベースになる観光振興施策というのは、他の産業振興と同じで、その地域の一般財源から賄うというのが基本だと考えている。
- 宿泊税をもし導入する場合、事業者の競争力の低下に繋がる可能性はないのか、必ずしも全体に言えることではないと思うが、事務負担の大きさや、宿泊料金設定をプラスにできるのかどうか、実質宿泊料金を下げざるを得ないことにならないか、もう少し調査検討した方がよいのではないかと。
- 必要な財源や試算の税収の見込みがかなり大きいですが、ここを目指すというのは難しいと感じており、これまでも限られた財源の中で取り組んできたかと思うので、それを踏まえた検討が必要である。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 負担を求める対象は、観光客となっているが、その中には、イメージできないような方々もいると思うので、そういったニュアンスも含めた方がよいのではないかと。
- 課税の理由付けで、観光客や県民だけではなく、事業者に向けてのメッセージなども盛り込んでもよいのではないかと。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 名称が宿泊税が良いのかどうか検討が必要、また、課税期間を5年間で見直すのであれば、5年間の事業の予算と、それがどう活用されているかを明確にする必要がある。
- 仮に宿泊税とした場合、どれくらいの税額が妥当なのか非常に難しい。100円単位の違いで、事業活用可能金額が8億円ほど変わってくるので、税の負担感と事業規模のバランスが難しいと思う。
- 税金をまず導入するという形で、名称と税額、5年間で見直しするというのであれば、5年間の事業計画を明確にし、用途を県民にしっかりと伝えれば、理解は得られるのではないかと。

会長

- 次の委員，お願いしたい。

委員

- 新しい取組の場合には，資料 2-1 でまとめたように，その必要性や県のスタンスについて，納得してもらってから，具体の数字の議論に入るべきかと思うので，セットで見せるべき。
- これまでの議論にありながら，資料 2-1 に盛り込まれていないものとして，1つは，宮城県の観光のベースになるのは，それぞれの事業者の自助努力であり，それにより産業をさらに活性化していくことを支援するのが，広域行政の役割ということ。もう1つは，宮城県の大きなスタンスとして，事業者や市町村と連携するということなので，そういった部分も取り入れてもらえればと思う。
- 「新たな財源の使途について」，長いスパンを見据えた観光施策として，整備だけでなく，例えば，「醸成」といった，一緒に時間をかけて育てていくというような表現を取り入れてもよいのではないか。
- 海外旅行の際には，災害や流行している病気など，安全面の不安があるものなので，そういった部分に対してのフォローや情報提供ができれば，他県との差別化になり，「安全性」や「文化の多様性」の尊重といった，次の世代に向けたような使途であれば，若者からも賛同してもらえらると思うので，そういう表現が入ると良いのではないか。
- 資料 2-2 の 32 ページにある，税率区分と税率について，どちらもアルファベットの太文字で記載されており，選択する際に混同する可能性があるため，記載を見直した方がよい。

委員

- この会議が設置された目的は，現在の観光関連予算の約 24 億円の約 7 割が今後なくなる可能性があり，新たな財源を検討する必要があったためと認識している。
- 今後の観光振興施策の事業規模が，35～45 億円と試算されているが，24 億円との差はどう考えるのかを明示しないと，パブリックコメントに出した場合に混乱を招くのではないか。これまで，24 億円前後の水準で実施してきたものが，35 億円になるというのは通常ないので，必要性等を明示していく必要があると思う。
- 新たな財源の名称に関しては，各委員からも意見があったが，先例として，「みやぎ発展税」や「みやぎ環境税」といった名称があるので，例えば，「みやぎ観光振興税」といった名称も検討してはどうか。ただし，観光という言葉の持つイメージをどう捉えるか整理しなければならない。

会長

- これまでの意見等について、事務局から何かあれば、お願いしたい。

事務局

- 委員の皆様から、大変貴重な意見を頂戴した。それを踏まえ、何点か申し上げたい。
- 宮城県のオーバーツーリズムの状況としては、確かに日常的にあるわけではないが、例えば、今年開通した気仙沼大島大橋は、ゴールデンウィークで約10万人が訪れたと聞いており、また、松島では、休日には駐車場が足りず、かなりの交通渋滞が発生しているようである。確かに、東京都等と比べるとそれほどではないが、今後に備え、オーバーツーリズム対策も検討しなければならない。
- いわゆる宿泊税の導入により、宿泊客が落ち込まないかについては、我々も気をつけなければならない部分だが、導入自治体を調べたところ、いずれも、導入後の翌年に宿泊客が落ち込んだという事例はなかった。
- 資料2-2をベースに、委員の皆様から頂戴した意見も踏まえ、パブリックコメントにかけ、全体でも構わないし、部分的にでも構わないので、広く意見をいただきたいと考えている。

会長

- その他、意見や質問等があれば、お願いしたい。

委員

- 今後、減少または終了が見込まれる震災関連予算について、例えば、交付金の部分を補填するためには約6億円が必要で、税率としては、A案の100円であればそれが可能となり、交付金と基金の両方を合わせると、約16億円が必要で、B案の200円であれば、補填が可能となるという説明ができれば、現在の観光関連予算の規模と同等であり、理解が得られやすいのではないかと。

事務局

- それも確かに一理あると思うが、今後の事業費の試算や観光関係者の意見を聞き、複数の案としている。パブリックコメントでは、対象を絞ってしまうと、かえって自由な意見を阻害する可能性もあり、そういった部分に関しては率直な意見をいただきたいと考えている。

委員

- 観光というのは、3～5年経つと、環境や必要な事業費等がどんどん変わっていくので、そういった部分も考慮し、試算しなければならないと思う。

委員

- 現在の観光関連予算 24 億円と、今後必要な事業費 35～45 億円の考え方の違いを、しっかりと説明し、理解してもらう必要がある。

事務局

- 今後必要な事業費については、必ずしも決まったものではなく、当然内容も変えていく必要はあるが、それを踏まえた上で、今後を見据え、取組内容を整理し、現時点での事業費を試算したところである。

会長

- 各委員からの意見等を踏まえ、必要な修正等を加えた上で、パブリックコメントにかけることとしたい。本日、予定していた議事は、これで終了させていただく。進行を事務局にお返りする。

4 その他

観光課 川部課長補佐

田中会長ありがとうございました。次第4「その他」として、委員の皆様から何かございますか。

事務局から、次回の会議日程についてお知らせいたします。次回は、来年1月上中旬を予定しております。詳細については、メールにて改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

5 閉会

観光課 川部課長補佐

以上をもちまして、第8回宮城県観光振興財源検討会議を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。